

貸付・物資事業にかかる規則等が改正されました

被用者年金制度の一元化等に伴い、地方公務員共済組合が行う貸付事業の取扱要領及び貸付準則の一部が改正されたことにより、当組合の貸付・物資事業にかかる規則等の一部も改正しました。

これにより、貸付利率（本則）等が変更されましたが、現在適用されている特例利率に変更はありません。

貸付利率（本則）等の変更

		変更後	変更前
貸付事業	普通、住宅、特別	4.46%	4.36%
	災害	3.72%	3.63%
	在宅介護対応住宅	4.2%	4.1%
物資事業（経費率）		4.34%	4.24%

貸付・物資事業にかかる借入限度額等の取扱いについて

平成27年10月から標準報酬制へ移行したことに伴い、掛金等は標準報酬月額で算出することになりましたが、貸付事業等の借入限度額の算出及び給料月額・年収額に対する償還額の割合（30%以内）の確認については、従来どおり給料月額を用いて算出します。